

平成22年国勢調査試験調査の調査方法・調査事務の比較（現行方式、第1～3次試験調査との相違点）

付3

	平成17年国勢調査	平成22年国勢調査		
		第1次試験調査	第2次試験調査	第3次試験調査（案）
調査票の配布	○ 調査員配布	○ 調査員配布	○ 同左	○ 同左
配布期間	○ 8日間	○ 配布期間は、「調査票配布期間従来型」と「調査票配布期間延長型」の二つを設定 ・調査票配布期間従来型：8日間 ・調査票配布期間延長型：15日間	○ 8日間	○ 同左
不在世帯への訪問回数の設定	_____	○ 不在世帯への訪問回数の上限を以下のとおり設定 ・調査票配布期間従来型：3回 ・調査票配布期間延長型：設定せず	○ 不在世帯への訪問回数の上限を3回に設定	○ 調査員が世帯に調査票を直接配布することを原則 ○ 不在世帯については、日や時間を変えるなどして少なくとも3回以上訪問することとし、さらに訪問を繰り返しても直接配布が困難と想定される場合には、郵便受け等に配布しても可
配布時における世帯からの把握事項	○ 世帯主又は代表者の氏名、所在地（番地・号など）、男女別の世帯員数、（その世帯に必要な）調査票枚数	○ 世帯主又は代表者の姓、所在地（番地・号など）、（その世帯に必要な）調査票枚数	○ 同左	○ 同左
調査票の回収（当初回収）	○ 調査員回収（任意封入方式）	○ 郵送回収（あて先は市区町） ○ 調査員回収（全世帯封入方式） ○ 持参回収	○ 郵送回収（あて先は総務省統計局） ○ 調査員回収（全世帯封入方式） ○ 持参回収 ○ オンライン回収	○ 郵送回収（あて先は市区） ○ 調査員回収（全世帯封入方式） ○ オンライン回収（一部の市区）
回収期間	○ 10日間	○ 7日間	○ 同左	○ 同左
調査票提出の世帯への周知方法	_____	○ 郵送提出を基本とし、希望する場合には調査員への提出や市区町への持参も可というスタンスで世帯に周知	○ 新たな提出方法の強調周知型 ：調査票配布時に世帯に配布する調査書類に、郵送による提出を基本とし、希望する場合には調査員への提出、市区町への持参やオンラインによる提出も可能であることを周知  ○ 多様な提出方法の並列周知型 ：調査票配布時に世帯に配布する調査書類に、調査員への提出のほか、郵送による提出、市区町への持参やオンラインによる提出も可能であることを周知	○ 調査票配布時に世帯に配布する調査書類により、調査票は調査員への提出、郵送による提出又はオンラインによる提出（一部の市区のみ）のいずれかを世帯が自由に選択できることを周知 ○ 地域の実情に応じて、提出方法のいずれかを強調しても可

	平成17年国勢調査	平成22年国勢調査		
		第1次試験調査	第2次試験調査	第3次試験調査(案)
調査員回収の方法	○ 全世帯を訪問し、調査票を回収	○ 調査員に調査票を提出したいとの申し出のあった世帯のみを訪問し、調査票を回収	○ 新たな提出方法の強調周知型 ：調査票配布時に、調査員に調査票を提出したいとの申し出のあった世帯を訪問し、調査票を回収 ○ 多様な提出方法の並列周知型 ：全世帯を訪問し、調査票の提出を依頼し、郵送による提出、市区町への持参やオンラインによる提出を希望する世帯以外の世帯から調査票を回収	○ 全世帯を訪問し、調査票の提出を依頼し、郵送による提出又はオンラインによる提出(一部の市区のみ)を希望する世帯以外の世帯から調査票を回収
フォローアップ回収	_____	○ 回収期間：12日間	○ 回収期間：10日間	○ 回収期間：3日間
フォローアップ回収の方法	_____	○ 調査員が市区町の指示を受け、調査票未提出世帯を訪問し、調査票を直接回収	○ フォローアップ回収事務は以下の二つを設定 (フォローアップ回収事務調査員継続型) 調査票を配布・当初回収する調査員が継続して行う(一貫した事務であることから、かたり調査などの世帯の疑念は生じない)  (フォローアップ回収事務調査員縮小型) 調査票配布・当初回収及びフォローアップ回収の双方の事務を行う調査員が、調査票の配布・当初回収のみを担当した調査員の受持ち調査区についても、フォローアップ回収事務を行う(調査票配布・当初回収の調査員数より人数を限定して実施)	○ 第2次試験調査の「フォローアップ回収事務調査員継続型」と同様 ○ 地域の実情に応じて、第2次試験調査の「フォローアップ回収事務調査員縮小型」としても可
調査票の提出促進の方策	○ 調査員による調査票未提出世帯に対する調査票の郵送提出依頼。これによっても調査票が郵送提出されない場合、指導員は確認状を配布	○ 調査員による当初回収期間における全世帯に対する確認状の配布 ○ フォローアップ回収期間内に調査票が提出されなかった場合、調査員は督促状を配布	○ 第1次試験調査同様、確認状及び督促状を配布することとするが、配布時期は週末とし、調査票が提出されない場合には、調査員が訪問する旨を周知	○ 同左
聞き取り調査	○ 調査員が指導員又は市区町村の指示を受け、調査票未提出世帯について、近隣の者の協力を得て、聞き取り調査を行う。	_____	○ 調査員が指導員又は市区町村の指示を受け、調査票未提出世帯が不在などで調査票を回収することができない場合に、近隣の者の協力を得て、聞き取り調査を行う。	○ 同左

	平成17年国勢調査	平成22年国勢調査		
		第1次試験調査	第2次試験調査	第3次試験調査(案)
調査票回収状況の把握	_____	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯名簿に「バーコードシール」を印刷</li> <li>調査員が調査票配布時に、世帯名簿の「バーコードシール」を調査票提出用封筒に貼付し配布</li> <li>市区町において、世帯から提出された調査票が収納された封筒のバーコードを読み取り、世帯名簿のバーコード情報との照合により、調査票の回収状況を把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査票にID(世帯名簿番号及び名簿内一連番号)、バーコード及び確認コードをプレプリント。世帯名簿にもIDをプレプリント</li> <li>調査票のバーコードを外部委託業社で読み取り、当該情報を市区町にフィードバック</li> <li>市区町で世帯名簿との照合により調査票の回収状況を把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市区が郵送回収の調査票を調査区番号(主番号)順に並べ替え、調査員回収の調査票と一緒に整理</li> <li>指導員が調査票と世帯名簿を照合し、調査票の回収状況を把握</li> </ul>
市区町村要計表の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>市区町村が世帯名簿の内容を基に、要計表作成システムによりPC入力・集計</li> </ul>	_____	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部入力した調査票の内容から、速報人口・世帯数を集計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導員が世帯名簿と調査票を照合し、調査票の「世帯員の数」を世帯名簿に転記</li> <li>市区が世帯名簿の内容を基に、要計表作成システムによりPC入力・集計</li> </ul>
抽出対象調査票の抽出	<ul style="list-style-type: none"> <li>市区町村が世帯名簿を基に、調査票を抽出</li> </ul>	_____	_____	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導員が世帯名簿を基に、調査票を抽出</li> </ul>
調査票の検査・審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査員による検査(封入提出以外の調査票)</li> <li>指導員による検査</li> <li>市区町村による審査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市区町による審査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市区町による審査(従来の目視による全調査項目の審査から、コンピュータのデータチェックによる記入漏れのある調査項目のみの審査に変更)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導員による検査</li> <li>市区による審査</li> </ul>
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>17項目(簡易調査)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>22項目</li> <li>「住宅の床面積の合計」は選択肢記入方式</li> <li>産業・職業大分類は世帯格付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>20項目</li> <li>「就業時間」及び「家計の収入の種類」を廃止し、「従業上の地位」の選択肢を「雇用形態」に変更</li> <li>「住宅の床面積の合計」は選択肢記入方式</li> <li>産業・職業大分類は独立行政法人統計センターで格付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> </ul>
調査票の規格・仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>変形A4判</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査票甲：B4判、二つ折り</li> <li>調査票乙：変形A4判、三つ折り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>A4判三つ折り(三つ折りした場合、定形封筒に収納可)</li> <li>調査票ID・確認コードの印刷</li> <li>世帯名簿との対応付け有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>A4判三つ折り(三つ折りする箇所折り目の目安となる筋入れ加工を施す)</li> <li>(オンライン回収実施市区)調査票ID・確認コードは、オンライン調査操作ガイドに印刷</li> </ul>